

八幡浜市

教育振興に関する大綱

平成 28 年 3 月

(平成 27 年度～30 年度)

～教育は人づくり、子どもが育つまち八幡浜～

私たちのふるさと八幡浜は、柑橘栽培や水産業を基幹産業とし、進取の気風に富んだ町として発展してきました。また、恵まれた自然、人情味豊かな風土のなかで、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの確かな成長を育んできました。

今、私たちを取り巻く社会は、少子高齢化や人間関係の希薄化、情報化による弊害や地球規模の環境問題等、様々な課題を抱えています。

このような状況にあって、「教育は人づくり」の観点から、八幡浜の未来を担う子どもたちの大いなる可能性を引き出すとともに、市民一人一人が生きがいをもって暮らせるために、次の目標を設定します。

- 夢や希望をもち、より高い目標に向かって自ら進んで行動できる人の育成
- 相手の気持ちを受け入れるやわらかさを備え、よりよい人間関係を築くことができる人の育成
- 確かな学力を身に付け、創造性や個性を伸ばし、自ら課題を発見し解決する人の育成
- 困難に打ち克つ精神力と人を思いやる心をもった人の育成

- 健康や体力の増進に努め、意欲と活力のある人の育成
- 伝統と文化を尊重し、ふるさとに誇りをもち、社会に貢献できる人の育成

これらの目標実現を目指し、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する基本方針と施策を次のように定めます。

<基本方針と施策>

1 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

知・徳・体のバランスのとれた学校教育の充実を図ります。

- ◇ 学力の向上
- ◇ 体力の向上と学校スポーツの推進
- ◇ 文化芸術体験事業の提供
- ◇ 幼（保）・小・中の交流・連携の推進
- ◇ 道徳教育の充実
- ◇ 読書活動の推進
（注1）
- ◇ 食育の推進
- ◇ 教職員研修の充実

2 未来への飛躍を実現する人材の育成

体験活動を重視し、チャレンジ精神に富む社会人を育てます。

- ◇ キャリア教育の充実
（注2）
- ◇ ふるさと教育の推進
- ◇ 様々な体験活動の重視
- ◇ 交流活動の促進
- ◇ 切磋琢磨できる教育環境の実現

3 安全で安心できる学び場の確保

安全で安心な教育環境の整備に努めます。

- ◇ 健康・安全教育の推進
- ◇ 防災教育の充実
- ◇ 学校の耐震化
- ◇ 学校生活支援員の拡充
- ◇ 貧困による教育格差への対応
- ◇ 学校規模の適正化

4 家庭・学校・地域の総合力で取り組む教育の推進

地域ぐるみで、子どもたちの健やかな成長を支援します。

- ◇ 家庭の教育力の向上
- ◇ 規範意識の基盤形成
- ◇ 〈注3〉 ブロック別研究体制の見直しと充実
- ◇ 〈注4〉 三層情報還流方式の継続
- ◇ 公民館活動の充実
- ◇ 環境教育の推進

5 特別支援教育の充実と児童生徒の健全育成

〈注5〉

共生社会と一人一人の自己実現を目指します。

- ◇ 〈注6〉 インクルーシブ教育システムの構築
- ◇ 〈注7〉 教育支援室と関係機関との連携
- ◇ いじめ問題の根絶と不登校への対応
- ◇ 人権・同和教育の充実
- ◇ 情報モラルの向上

6 生涯学習の推進とスポーツ・文化の振興

人が生き生きと学び続ける環境をつくれます。

- ◇ 歴史文化の活用と伝統文化の継承
- ◇ 文化遺産の保存と活用
- ◇ 芸術文化事業の充実
- ◇ 社会教育（体育）施設の整備
- ◇ 競技力の向上とスポーツ活動の推進

〈注1〉 食育

生きる上で基本となる「食」について、様々な経験や学習を通じて、「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活の実践をとおして豊かな人間性を育てる教育。

〈注2〉 キャリア教育

児童生徒一人一人が目的意識を持って日々の学校生活に取り組みながら、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育。

〈注3〉 ブロック別研究体制

小・中学校の教職員による、中学校区を基盤とした本市独自の研究推進体制。各ブロックの特性を生かした部会編成により特色ある研究実践を行っている。

〈注4〉 三層情報還流方式

校内、ブロック（中学校区）、市の三つのいじめ対策委員会が、相互に連携を図りながら、情報交換を積み上げ、協働して課題解決を図る本市独自の取組。

〈注5〉 共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

〈注6〉 インクルーシブ教育

共生社会実現のためには、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みが必要であり、障害のある者が排除されないこと、初等中等教育の機会が与えられること、必要な「合理的配慮」が提供されることを基本理念として構築される教育制度。

〈注7〉 教育支援室

いじめ問題や不登校への対応等、児童生徒の健全育成及び特別支援教育の充実を図るために平成27年4月に本市に開設された相談機関。6名のスタッフが、保護者や学校からの個別相談やカウンセリング、関係機関との連絡調整に当たっている。